

審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名：警備業法
根 抱 条 項：第5条第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原 権 者：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第7条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：20日
申 請 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係（電話058-271-2424） 主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備 考：